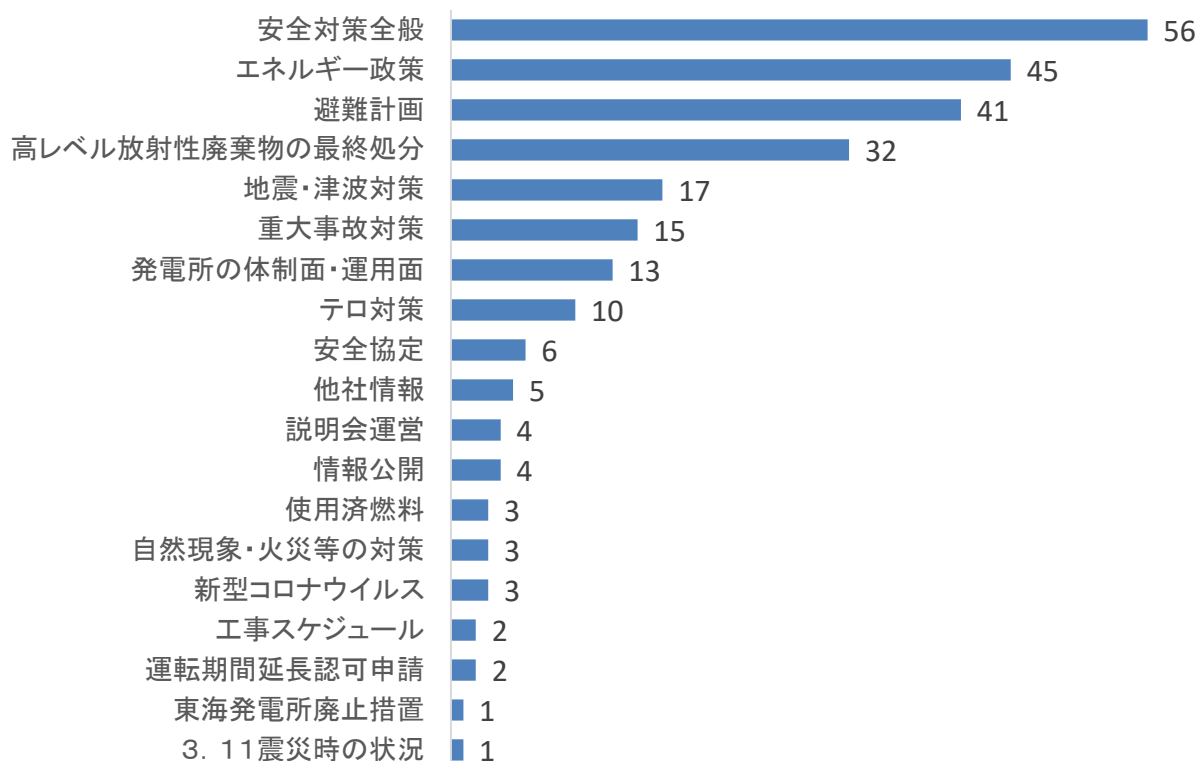


2022年「東海第二発電所 対話形式による状況説明会」の実施結果について

1. 実施期間 2022年7月18日（月）～2022年9月4日（日）
2. 開催場所 東海村及び周辺市町にて計14回
3. 開催時間 90分（挨拶：5分、説明：25分、休憩：15分、質疑応答：45分）
4. 説明内容 第1部 ①東海第二発電所の役割
②東海第二発電所の安全性向上対策工事の概要（動画のご視聴）
③これまでの許認可状況と今後の見通し
④東海第二発電所の高経年化対策
⑤東海第二発電所の緊急時体制
⑥地域の防災力向上への取組み
⑦非常時における支援体制の構築
第2部 対話形式による質疑応答
5. 参加者数 179名（申込者数226名）
6. 質問総数 263件

参加者からのご質問、ご意見の分類と傾向



7. 主なご質問、ご意見と当社からの基本的な回答内容

(1) 安全対策全般

東海第二発電所を40年以上運転してきた際に起こる金属疲労などの経年劣化に対する安全対策は進んでいるのですか。

⇒ 安全上重要な機器・構造物などを対象に、経年劣化事象が発生していないか、特別点検（原子炉圧力容器、原子炉格納容器、コンクリート構造物の劣化状況を把握する点検）の実施結果などを踏まえて評価（劣化状況評価）し、今後20年間の健全性を確認しました。さらに、劣化状況評価結果を踏まえて策定した保守管理に関する方針（40年以降の20年間における新たな保全項目等の方針）と併せて、原子力規制委員会に運転期間延長認可申請を提出し、認可を取得しました。

今後は、劣化状況評価結果を踏まえて策定した保守管理に関する方針に基づき設備の保守管理を行い、設備の健全性の維持に努めます。

もし、事故がおきたらどのように責任を取るのですか。

⇒ 当社としては、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故のような事態に至らないよう、安全対策に万全を期していきます。原子炉の運転などにより生じた原子力損害は、原子力損害の賠償に関する法律などの制度の枠組みの中で事業者としての責任を果たしていきます。万が一事故が発生してしまった場合の備えとして、このような枠組みによる措置が講じられています。

地震津波対策などのために東海第二発電所でどのぐらいの費用がかかるのですか。

⇒ 東海第二発電所の新規制基準に係る安全性向上対策工事費として、本体施設1,740億円に加え、特定重大事故等対処施設610億円を見積もっています。引き続き、安全を大前提として、工事工法の合理化など、徹底した効率化に取り組みます。

(2) エネルギー政策

エネルギーの安定供給のための原子力発電所再稼働の必要性について、どのように対応され、どのように考えているのですか。

⇒ 岸田首相が今冬に向けて最大9基の原子力発電所の稼働を進めるよう、萩生田経済産業大臣に対し指示したとの発言がなされたことは承知しています。現時点までに再稼働を果たした10基の中で、定期事業者検査などを加味し、最大限活用するという趣旨と理解しています。

当社としては引き続き、新規制基準適合性に係る審査への適切な対応や、安全性向上対策工事を安全第一で実施するとともに、地域の皆さまへのご説明を尽くすことが最優先と考えています。

東海第二発電所の再稼働をしてほしい。エネルギー高騰のため電気、安定供給と価格安定に再稼働が大切だと思います。

⇒ 物価高騰への対応をはじめ、エネルギー政策についても、昨今のロシアによるウクライナ侵攻に伴う燃料価格高騰や電力需給ひっ迫などを踏まえて関心が高まっています。

当社としては、引き続き新規制基準適合性に係る審査への適切な対応や、安全性向上対策工事を安全第一で実施するとともに、地域へのご理解を尽くすことが最優先と考えています。

(3) 避難計画

各自治体が策定する広域避難計画に積極的に関与する予定はあるのですか。

⇒ 当社としては、各自治体の広域避難計画の策定やその具体化など、地域の防災に対して、事業者としてできる限りの役割を果たしていきたいと考えています。地域防災へのご協力にあたっては、平常時からの連携が重要と考えており、当社はこれまで、自治体における各種訓練への積極的な参画や、自治体職員や消防・警察など実動機関の皆さまを対象とした研修会や視察会の実施、防災の専門家を招いた講演会の開催など、さまざまな取り組みを進めています。

また、緊急時の住民の皆さまの避難行動などへの協力を見据え、東京電力ホールディングスや燃料加工会社と協力協定を締結し協力要員の拡充に努めるとともに、当社社員を対象に福祉車両の運転・技能講習や避難退域時検査実務研修などの原子力防災に係る知識・技能の向上を目的とした研修を実施しています。なお、前者については自治体・実動機関向けの講習も別途開催しており、後者については自治体職員の方々などにご視察いただいているところです。

広域避難計画が策定されていませんが、これが策定されなければ、東海第二発電所は再稼働しないのですか。

⇒ 実績として、これまで再稼働した他社の原子力発電所においては、広域避難計画が策定されていること（再稼働前に、政府が設置する原子力防災会議で広域避難計画の具体性・合理性が了承されているというプロセス）は承知しています。

当社としては、自治体による広域避難計画の策定に関し関係先と連携しながら事業者としてできる限りの役割を果たしていきます。

(4) 高レベル放射性廃棄物の最終処分

放射性廃棄物の最終処分について、具体的にどのように計画されているのですか、また、実施についてはどこまで進んでいるのですか。

⇒ 処分地を選定するため、2002 年から全国の市町村を対象とした公募を開始し、2020 年 10 月 9 日、北海道寿都町から原子力発電環境整備に対し、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する文献調査の応募が行われるとともに、北海道神恵内村が経済産業大臣からの文献調査に関する申入れを受諾することを表明されています。

処分地を選ぶ際は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づいて、文献調査、概要調査、精密調査の 3 段階の調査を行います。これらの調査により、処分場に適している場所かを確認します。その後、各段階において調査の結果を地域の方に説明したうえで、地域の皆さまの意見を踏まえて選定を行います。また、次のプロセスに進む際は、国が知事と市町村長の意見を聴き、いずれかが反対の場合は次の段階に進まないこととしています。

(5) 地震・津波対策

どのくらいの地震を想定して津波対策、安全対策をしているのですか。

⇒ 原子力発電所の耐震設計で想定する地震動は、日本全国一律で適用するものではなく、発電所ごとの特性、例えば地震の震源となるプレート境界との距離や活断層の分布、過去の地震発生状況などを敷地ごとに評価して策定しています。また、活断層が近くに分布していない条件の場合でも、震源を特定せず策定する地震動も評価することになっています。

詳細な地震・地質調査の結果を踏まえ、東海第二発電所では、東北地方太平洋沖地震の知見などを踏まえ、建物や設備などの設計の基本となる揺れの大きさ（基準地震動）をより厳しく見直し、1, 0 0 9 ガル[※]に設定しました。

※ガル：地震によって地盤や建物に加えられる揺れの強さ（加速度）を示すもの
（単位：1 ガル = 0. 0 1 m/s²）

なお、津波に関しては、東北地方太平洋沖地震の知見などを踏まえて、防潮堤に達した時の津波最高水位を標高 1 7. 1 m と設定し、これに対して最大標高 2 0 m の防潮堤を建設します。

(6) 重大事故・テロ対策

重大事故を想定した発電所員の研修はどのように取り組んでいるのですか。

⇒ 原子力発電所の安全性向上対策や、日々の訓練などを繰り返し行い、地域の皆さまを確実に守ることができるように取り組んでいくことが最も重要なことと考えています。万一の災害発生に備え、夜間や休日でも災害発生時に対応できるよう24時間体制で発電所に所員を配置するとともに、発電所構内や近傍の施設に特殊車両の操作に必要な資格を有する要員を必要人数待機させています。

災害発生時には、直ちに災害対策本部を設置（所長を本部長として本部員などが緊急招集）し、その指示のもと、原子炉や使用済燃料プールの冷却を安定的に継続するための活動を実施します。

また、緊急時対応の訓練としては、発電所全体を対象とした総合防災訓練のほか、緊急時に使用する電源車、ポンプ車などの操作訓練、電源ケーブルやホースの繋ぎ込みなどの個別訓練を定期的に行っています。

もしも、東海第二発電所が軍事的攻撃を受ける事態となったとき、どのような対応をするのですか。

⇒ 軍事攻撃のリスクに対しては、我が国の外交上・防衛上の観点から対応されることであると認識しています。新規規制基準では、意図的な航空機衝突等による大規模損壊時の対応についても要求されており、原子力発電所においては多様な重大事故等対応設備や手順を整備します。これらの備えにより原子炉や原子炉格納容器の冷却手段を確保することで、炉心損傷や大規模な放射性物質の放出につながる事態を最大限回避できるようにしてまいります。

また、常時、テロ攻撃を想定して警察庁及び海上保安庁とも連携のうえ、侵入防止や警戒などの措置を講じています。

(7) 発電所の体制面・運用面

非常時における支援体制が構築され、発揮できているのですか。

⇒ 万が一の事態に備え、電力9社と日本原燃、電源開発及び当社との間で、人的・物的な支援を行う協定（「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」）を締結しています。本協定に基づき、万が一原子力災害が発生した際には、事業者間の協力により、環境放射線モニタリングや住民スクリーニングなどの支援要員を派遣するとともに、各種資機材を提供するなど、自治体とも連携しながら支援を行います。また、東京電力ホールディングスとの間で、原子力災害時における相互協力に関する基本協定を締結しており、両社の地理的近接性を活かした相互協力を行うことで、緊急時モニタリングや避難退域時検査などについてより迅速に協力活動を開始できるなど、原子力災害時の活動をより迅速かつ柔軟に行うことが可能になります。

(8) 安全協定

東海第二発電所の再稼働にあたって、6市村の合意が必要とのことでしたが、1つでも合意されないと再稼働しないのですか。

⇒ 新安全協定の規定に基づき誠実に対応させていただきます。

規制基準適合に伴い東海第二を稼働及び延長運転しようとするときは、新安全協定に基づき、まずは安全性向上対策の詳細についてご説明を差し上げ、ご意見をいただき、意見交換をし、あるいは現地確認をしていただきます。また、必要な場合は協議会を開催し、さらに意見交換を深めてさせていただきます。これらの事前協議のプロセスをきちんと行うことにより実質的に6市村の事前了解を得る仕組みとなっています。

(9) 説明会運営

今回こういう形で対話できるというのは非常に進歩だと思う。ただし、まだまだ不十分だなという気持ちがあつて、もっと地域の人と意思疎通を図れるよう工夫してもらいたい。

⇒ 今回の説明会につきましては、参加者の皆さまとの対話を重視させていただきました。従来のように壇上からのご説明ではなく、できるだけ小さな会場で参加者の皆さまと顔を合わせてお話できる環境づくりを心がけました。このため、会場の都合（小規模会場での開催）やコロナ対策なども考慮して、1回あたりの人数制限と事前申込制をとらせて頂くこととしました。

現在もコロナ感染が続いている状況であり、第7波とも言われています。参加者の皆さまの安心のためにも、このような実施方法にご理解を頂くとともに、今後も、対話を重視した理解活動を進めていきます。

以 上